

アスベスト（石綿）対策の充実

【担当省庁】環境省

奈良県における取組

1. 県民の健康不安への対応

(1) 基金への拠出

健康被害を受けられた県民の救済を目的に、石綿健康被害救済基金へ拠出。(H19～H28)

(2) 救済制度の広報

石綿取扱い事業所周辺の住民が抱える不安を解消するため、石綿に関する説明会を開催。(H26～)



※説明会の様子(H28奈良市)

(3) 試行調査等の実施

環境省の委託を受けて、平成19年度から平成26年度まで「石綿の健康リスク調査」を実施、平成27年度から「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施。

2. 環境対策

(1) アスベスト飛散防止対策

アスベスト含有が確認された県有施設及び市町村有施設については、飛散防止対策(除去、封じ込め、立入制限)を完了。

民間建築物における対策は進捗率が低い。

(アスベスト含有が確認された建築物(概ね1,000㎡以上)の3割が未対応)

国にお願いすること

1. 県民の健康不安への対応

(1) 地方負担への配慮

- ・石綿健康被害救済基金への拠出金について、更なる負担を求めないこと。
- ・試行調査の実施にあたり、地方公共団体に対し新たな経費負担を求めないこと。

(2) 救済制度の広報充実

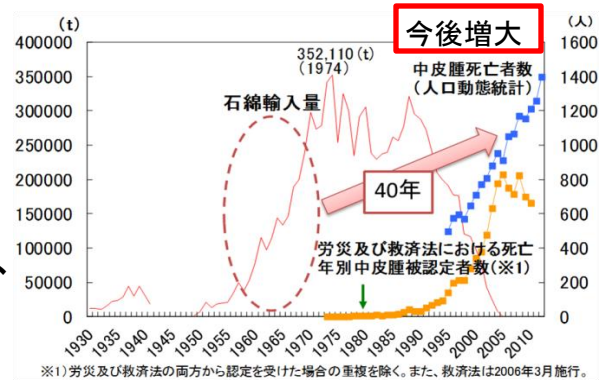
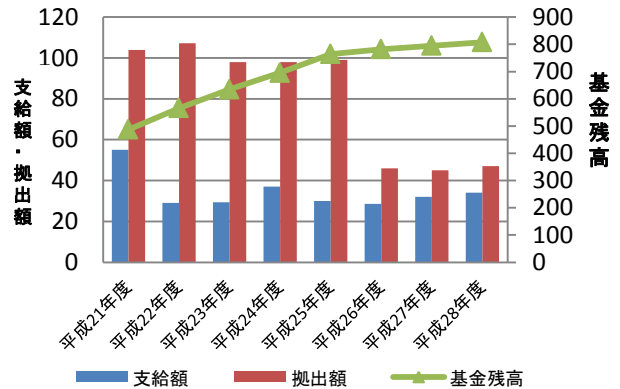
石綿に関する説明会で、石綿健康被害救済制度の不知による未請求の事例が見受けられたことから、給付を受けられるにもかかわらず未受給の事例が、潜在的にあると考えられる。

救済制度について、更なる広報(テレビ、ラジオ、新聞等)の充実、継続が必要。

(3) 石綿検診制度の事業化

被害者の健康管理のため、費用負担のない石綿検診制度を早期事業化。

石綿健康被害救済基金への拠出額及び支給額の推移(単位:億円)



※1) 労災及び救済法の両方から認定を受けた場合の重複を除く。また、救済法は2006年3月施行。
ERCA 石綿(アスベスト)に関する講習会資料より

2. 環境対策

(1) 除去等にかかる財政的支援の拡充

アスベスト除去等措置を促進するため、関係省庁における財政的支援に特段の配慮をお願いする。

学校施設に対する交付金の必要額の確保及び市町村・民間施設に対する新たな支援制度の創設。

【県担当部局】

くらし創造部景観・環境局環境政策課
医療政策部保健予防課
県土マネジメント部まちづくり推進局建築課
教育委員会事務局学校支援課
地域振興部教育振興課